

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する

条例の一部改正（令和4年4月1日施行）

本市のごみ処理事業は、明治33年「汚物掃除法」が施行され、旧川崎町などに適用されたことから始まり、昭和44年4月には市内全域を毎日収集するようになりました。しかしながら、年々ごみが増大し、さらに多様化したことから排出量が処理能力を超える状況となったため、平成2年6月に「ごみ非常事態」を宣言するに至りました。ごみ減量と再資源化のため、多くの施策に取り組み、平成9年2月からは週のうち1日は普通ごみを収集せず、資源ごみのみを収集する「資源物の日」を開始し、平成11年10月から市内全域で実施しました。このころから、ごみ集積所からの資源物の持ち去りが多くなり、周辺住民からの苦情も寄せられていることから市議会でも必要な防止対策を講ずるべきだとの声が上がって検討が始まりました。



広報キャラクター
およよん

<議会での審議経過と市の取り組み>

【平成11年 第3回定例会（7月）】

質問

空き缶も瓶もペットボトルも、今まで分別収集を進めてきました。一つの袋にするとコスト削減にはなるが、ごみが混載されては何もならない。その対策について教えてください。

答弁

分別収集の排出方法の徹底についてですが、これまで市政だより、リーフレット、ポスター等により市民に周知を図ってきましたが、不適切な排出方法もまだ見受けられます。今後さらに広報、啓発に努めるとともに、生活環境事業所ごとの個別な指導を強化し、改善に向けた取り組みを実施していきます。

要望

ごみの回収で、分別収集をするのはいいのですが、最近、アルミ缶を持っていく人が大変多くなっています。せっかく市民の皆さんが分けて出してくれているのに、中をあさるとごみが散乱して困る。ぜひ、その対策を要望します。

【平成17年 第2回定例会（6月）】

質問

回収場所に出した資源物を持ち去る人や業者もいます。近隣自治体では、持ち去りを禁止する条例を設置したところも出てきました。本市として、持ち去りを禁止する条例についての見解を教えてください。

答弁

本市では、主に個人によるアルミ缶の持ち去り及びその時に生じる騒音や、ごみを散乱させたまま立ち去るなどのトラブルが発生しており、持ち去り防止を目的とする条例の制定も必要と思いますが、所有権等の帰属にかかわる法的根拠、実行性の確保など、整理すべき課題があるので、これらを踏まえ、総合的な視点から検討してまいりたいと考えています。

【平成24年 決算審査特別委員会（9月）】

質問

集積所に出された空き缶の持ち出しを防止する措置として、現在、その位置づけが定かでないため、所有権を明確化することが必要であるとのことですが、その後の検討内容及び結果等について教えてください。

答弁

集積所から持ち出される空き缶は、位置づけが明確でないため規制をかけるのが難しく、その防止策としてパトロールや持ち去り禁止や敷地内立入禁止の表示を行うなど、個別の対応を行ってきました。また、平成20年には最高裁で、持ち出し規制の正当性が認められたところ※です。本市でも、引き続き実態把握に努め、他都市の状況調査、制度化を行った都市の効果検証を行い、検討を深めていきます。

※世田谷区清掃・リサイクル条例違反被告事件（平成20年（ア）第139号平成20年7月17日）

一般廃棄物処理計画で定められた所定の場所から古紙を持ち去った被告人の行為が、世田谷区清掃・リサイクル条例に違反するとして、罰金刑が言い渡された事例

その後、近隣自治体では、持ち去りの禁止、罰則が条例化されていきました。

【令和元年 第4回定例会（12月）】

質問

本市の状況を踏まえると条例制定以前に持ち去り防止策の強化など、できることは全て対応すべきであると考えますが、今後、どのような対応をとるのでしょうか。

答弁

持ち去り行為の目撃情報があった集積所への集中的パトロールの実施や持ち去り行為者への声かけなど、取り組みを強化していきます。また、ごみの減量と資源の有効利用の推進に向けて条例化など有効な方策を検討したいと考えています。

取り組みとして…

集積所及び資源集団回収場所からの廃棄物の持ち去り行為が発生している現状を踏まえ、市民の安全・安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物適正処理を推進していくことを目的として、「資源物等の持ち去りへの対応方針（案）」を市議会に報告しパブリックコメントを実施しました。（令和3年2月12日～3月15日）

【令和3年 第1回定例会（3月）】

質 問

これまでも議会内から持ち去りの禁止、罰則の導入を求める声は強くあったにもかかわらず、条例を制定してきませんでした。多くの都市で対策の条例を制定したにもかかわらず、何故この時期までかかったのでしょうか。また、これまでもパトロールや啓発等を行ったものの効果がなかったわけですが、条例化してどのように実効性を担保していくのでしょうか。

答 弁

本市では、個人による空き缶の持ち去り行為が発生していたため、慎重な検討を進めてきたところです。近年、粗大ごみの金属類の持ち去りも発生しており、今後も悪質かつ組織的な持ち去りが横行するおそれがあることから、市民の安全・安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物の適正処理を目的として、今回、方針案を取りまとめたところです。悪質な持ち去り行為に対しては、持ち去り行為を把握し、パトロールの強化を行うほか、既に条例化している自治体の取組を参考に、罰則等を設けるなど実効性のある取組を行いたいと考えています。

取り組みとして…

パブリックコメントの結果を反映した「資源物等の持ち去りへの対応方針」を策定し（令和3年4月30日）、そして、「資源物等の持ち去りへの対応方針」を反映した、条例案が議会に提案されました。（令和3年9月2日）

議案第118号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【主な改正内容】

- (1) 資源集団回収の定義を定めました。
- (2) 市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはいけないこととしました。
- (3) 市長が指定する資源集団回収団体の構成員又は指定団体から引き渡しを受ける資源回収事業者以外の者は、指定団体が資源集団回収を行う場所として市長に届出した場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬してはならないことになりました。
- (4) 市長は、(2) 又は (3) に違反する行為をしたものに対し、該当行為をしてはならないことを命ずることができることになりました。
- (5) 市長が職員に立ち入り、必要な調整をさせることができる範囲に、車両、船舶その他の場所を追加しました。
- (6) (4) の命令に違反した者は、20万円以下の罰金になります。



【令和3年 環境委員会（10月）議案の審査】

質 問

広報についてですが、制度ができたことはお知らせする必要がありますので、しっかり広報することが必要だと思います。広報でも人権への配慮を当然お考えになっていると思うのですが、考えているイメージがあれば教えてください。

答 弁

具体的な広報手法については、市政だよりやホームページの基本的な広報手段を通じて行っていきたいと考えています。その具体的な内容ですが、これまでホームレスの方々のお声を聴いている限りでは、特に、市民の方から善意でもらったものを運んでいるので、条例違反ではないのに持ち去ったものを運んでいると思われる冷たい声をかけられることが危惧されていると伺っています。そのような内容については、より強調して広報していきたいと考えています。

質 問

今まで空き缶の収集で生活の足しにし、細々と社会で生きてこられた方の居場所がなくなっていくことが懸念され、住まいの確保を最優先として、生きるための制度の利用をスムーズに行うべき、市としても、より力を入れていくべきなのではないかと思いますが考えを教えてください。

答 弁

ホームレスの方々への自立を支援するに当たり、安心して暮らせる住まいの確保は非常に重要であると考えています。市では、居所を失った方に対し、生活困窮者・ホームレス自立支援センターへの入所を基本に、そこで宿所、食事の提供等を行っていますが、集団生活に対する拒否感が強く、自立支援センターへ入所し自立を目指すという支援の方法がなじまない場合もあります。このような方のうち独居生活が可能な方へは、市が借り上げたアパートへ入居し、自立支援センターの職員等が訪問して支援を行うホームレス訪問型自立支援住宅事業を実施し、そこで就労支援や福祉の援護による自立を図っています。また、関係部署と調整の上、今後の事業拡充に向けての検討を考えています。

質 問

過料としている自治体は5万円、罰金としているところは20万円となっていますが、刑罰としてその軽重を判断したのですか。

答 弁

罰金刑で20万円としたのは、実効性を担保する上で、周辺自治体との連携、均衡が大切で現在、本市より先行して条例が制定されている周辺自治体が罰金を設けており、また、廃棄物処理法の類似規定との関連性などを勘案し、地方検察庁との協議を踏まえた結果、この設定とさせていただいているところです。

審査の結果

賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。



川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正

令和3年10月8日 条例議案可決

令和4年4月1日 条例一部施行

令和4年10月1日 条例全部施行

今回の条例改正では、①家庭系廃棄物の持ち去りの禁止 ②持ち去りを禁止する命令 ③立入検査 ④禁止命令に違反した者等に対する罰則 をごみの持ち去りへの対応としています。

①家庭系廃棄物の持ち去りの禁止

全ての行政収集対象品目及び資源集団回収対象品目の持ち去りを禁止とします。

全ての行政収集対象品目	全ての資源集団回収対象品目
<ul style="list-style-type: none">・普通ごみ・粗大ごみ・空き缶・空きびん・ペットボトル・小物金属・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none">・紙類 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)・布類 (衣類・古布等)・びん類 (一升びん、ビールびん等のリターナブルびん)



②持ち去りを禁止する命令

条例の規則に違反して持ち去りを行ったときは、市が持ち去りを行ったものに対して、持ち去りを行わないよう、命じることを可能にします。

③立入検査

市が持ち去りの確認を行うため、関係車両等に立入検査を行うことを可能にします。

④禁止命令に違反した者等に対する罰則

持ち去りの禁止命令に違反した者は、罰則（罰金）を適用

罰則は持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、適用（両罰規定）



広報キャラクター
およよん

※川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正の詳細については…
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133671.html>